

- 日時：2020（令和2）年8月13日（木）午後2時～午後4時
- 場所：市役所本庁舎北館4階 4-1会議室
- 出席者
  - (1) 委員：11名（阿久澤委員、石元委員（副会長）、伊藤委員、蛭子委員、太田垣委員、上玉利委員、高尾委員、武本委員、友永委員、中川委員（会長）、林委員）
  - (2) 事務局：6名（協働部長、ダイバーシティ推進課長、地域総合センター担当課長、ダイバーシティ推進課3名）
  - (3) 関係課：4課（学校教育課、学び支援課、社会教育課、人材育成担当）
- 傍聴者：4名

**議事(1) 「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画」序章及び第1章について**

会長： それでは、本日の議事の1、「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画」序章及び第1章を議題とする。まず、事務局で作成している「序章」に係る素案について、事務局から説明をお願いします。

事務局： ——資料3に基づき説明——

会長： 事務局から説明のあった資料3について、なにか質問等あるか。  
なお、この素案については、友永委員から事前に事務局を通じて修正点をまとめた資料を提出してもらっており、机上に配布しているため、まずは友永委員から説明をお願いします。

委員： まず、（1頁4行目）「人種・性・門地」という記載があるが、「人種・性・社会的出身」として方が良いのではないか。

また、人権を例示するのであれば、生命、衣食住、健康、勤労、職業、社会保障、教育、文化等も列挙すべきである。原案では社会権について、全く触れられていない。

また、（1頁14行目）「国や自治体は人々の人権を保障すべき立場にあり」とあるが、行政の責任を明確にすべく国や自治体は人々の人権を保障すべき責任がある、という主旨の記載にした方が良いのではないか。

また、（2頁4行目）「自然である状態」とあるが、「自然に身についている状態」とした方が分かりやすいのではないか。

また、計画の位置付けについて、「尼崎市総合計画」の部門的計画としているが、人権は一つの部門ではなく、全ての基礎となるものであるため、尼崎市総合計画の基礎に位置付ける計画、という主旨の記載にしてはどうか。また、SDGsとの関連についても記載してはどうか。

会長： 他に意見等あるか。

委員：（1頁5行目）「レベルの高い人権」という表現は読み手の市民に意味が伝わりづらいと思う。人権には様々あるが、例えば移動の自由や表現の自由は緊急事態下などにおいては制限を掛けられても仕方がないとされている。

一方で、内心の自由や生命の権利、奴隷にされない権利などは、いかなる場合においても制限がかけられないとされており、おそらくそのような記載を参考にしているのであろうが、この部分だけを読むと、「レベルの高い人権」についてよく分からず、誤解されることもあると思う。

（友永委員が指摘していた）社会権についても記載する必要があるが、国連がこれまで何度も示してきた、人権は人に譲ることができず、不可譲であり、不可分であり、相互依存であるなどの要素も必ず盛り込まなければならない。

（1頁7行目）「人権とは「人間が自分の生活をめっちゃくちゃにされず、人が人として生きる権利」という表現は口語であり、計画に記載するには違和感がある。仮に、このような表現をするのであれば引用元を記載すべきである。人権の定義については、定番のものも踏まえ表現すべきではないか。

（友永委員が指摘していた）行政が責務の保持者であるという記載を盛り込む前提とすると、2頁目のイラストが私人間で学ぶことや、態度で示しましょうなど、市民に呼び掛けているだけのイラストになってしまっている。イラストはパンフレットから抜き出しているため、変更できないと思うが、やはり、行政は市民の人権を守る責任がある、というような文を記載して欲しい。

会長：「めっちゃくちゃにされず」という表現は、私が事務局に提供した資料で用いられていた表現であるが、修正しても構わない。

委員：そうであるならば、やはり引用元を示さないと違和感がある。

会長：友永委員、阿久澤委員が指摘していた行政の責任については、1頁14行目「取組にあたっては～」の文に「責任」という言葉を用いて記載したほうが良い。

また、国や自治体は市民のために存在しているとはっきり記載したほうが良いと思う。

委員：（2頁4行目）「人権文化」の定義について、差別や排除、暴力等による人権侵害を受けることなく、のようにマイナスの要素を無くすというだけではなく、ウェルビーイングという言葉にあるように、意見表明権など自分の生活や生き方をより良くすることを保障するというようなプラスのイメージが持てる記載も盛り込んで欲しい。

会長：当審議会の前身は教育・啓発懇話会であり、本日記られている資料も教育・啓発の内容に偏りすぎていると思う。伊藤委員の指摘にあったように、市民がより良い生活をできるようにするために行政がどうするの

か、というプラスのイメージを持てる記載を盛り込むように。

委員：（1頁下から4行目）「育った環境や多様化複雑化する社会環境等により、私たちは、完全に偏見や差別から解放されることは難しく」とあるが、「解放」という言葉を用いていることもあり、「私たち」とは誰を指しているのかわかりにくい。

（2頁4行目）「互いの人権を尊重することを考えて行動すること」という文に「こと」が2つ入っているため、「互いの人権を尊重し、考えて行動すること」としたほうが分かりやすいと思う。

（2頁5行目）「日々の暮くらしの中で～」としいているがその後に「家庭・地域・職場・学校などのあらゆる場において」と出てきており、2つの表現が矛盾しているように感じる。

会長：（2頁4行目）「人権文化」とは～の文については先ほど友永委員からも指摘があったため、もう少し議論したほうがよいと思うが何か意見あるか。

「人権文化」とは「行動」だけではなく、例えばバリアフリー化などの物的な支援も含まれ、人々が考えて行動することだけが人権文化ではないため、この部分の記載は事務局が工夫して修正するように。

事務局：委員から指摘のあった、「人権文化」により良い生活や生き方といったプラスのイメージが持てるような記載を盛り込むことや行政の責任を明確に記載するという点などについて検討する。

委員：伊藤委員が指摘していた、「ウェルビーイング」は重要なキーワードであり、自分が持っている能力を活かして幸福な生活を送る権利があるということを、どのように記載すれば良いかについては伊藤委員に任せたい。

委員：宿題にさせてもらう。

委員：（2頁8行目）「尼崎市に住む人すべてが」という表現があり、尼崎市の計画であるためおかしくはないが、尼崎市から近隣に拡がりを持つようなことをイメージできるような表現があれば良いのだが。

委員：（1頁下から3行目）「確かな人権感覚」とあるが、私は自分たちで作っていくというような意味も込めて「豊かな人権感覚」という表現を普段から多く使っており、「確かな人権感覚」というと、より核に近づいてくるような印象を受けるが、このような計画に記載する場合は「豊かな人権感覚」というほうが良いのか。

委員：「確かな人権基準」であれば分かるが、「確かな人権感覚」とは何を指しているのか分からない。

委員：「確かな」とは正しい、間違っていない人権感覚ということを表しており、「豊かな」とは、より範囲の広い、豊富な、という意味になると思う。

（1頁下から4行目に）偏見や差別という言葉が出てきているため、

文脈の流れとして「確かな」となっているのであろう。

会長 : 記載について、事務局で工夫するように。

事務局 : 委員から指摘のあったように記載を修正するのであれば、「豊かな人権感覚」という表現にしてはどうかと思うが、いかがか。

委員 : 人権感覚とは、人権基準を知ったうえでのものであるため、人権感覚という表現を単独で記載することにも違和感がある。ぼんやりと人権を大切にしようとか、差別はいけません、というような意味で用いられることに抵抗がある。

委員 : 大事なことは身に付けることである。

委員 : (計画の位置付けに関する記載について) ここは重要なことであるため、もう少し議論したい。やはり、人権は1つの部門ではなく、基礎に位置付けられるべきものであると思う。

会長 : 人権は部門ではない。尼崎市の行政の枠組みではどうなっているのか。

事務局 : 「ありたいまち」に向けた施策間連携ガイドブックをご覧いただきたい。付録の「計画 map」では現行の「尼崎市人権教育・啓発推進基本計画」は全施策横断的なマスタープランとして位置付けられているが、8頁の主な計画一覧では総合計画の分野別計画として位置づけられている現状である。

ただし、整理上そうなっているものの、人権は全施策に横断的なものであることは間違いがないため、記載については所管課と調整したい。

会長 : 計画の位置付けは重要なことであるため、事務局で調整しておくように。

事務局 : 先ほど指摘のあった1頁下から3行目、「確かな人権感覚」の記載についてもう少し意見等ないか。

委員 : 原案だと教育・啓発に関する計画のように読める。

委員 : 「人権感覚」という表現に拘らなくても良い気がする。

委員 : 原案の記載は、行政の責任からだんだんと市民の責任についてシフトしており、そちらがメインのように感じられる。

また、(同頁下から7行目で)新型コロナウイルス感染症に関する記載をしていることも原案のような記載となっている要因であると思う。

会長 : 新型コロナウイルス感染症は、私たちが人権を考えるうえで良い教材となったが、10年の計画期間のこの計画に盛り込むことについてどう思うか。

委員 : 今後、コロナウイルス感染症以外にどんな感染症が出てくるかわからない。下の文に感染症と大きなくくりでの記載があるため、コロナウイルスと書かずとも、網羅されている感じはある。

会長 : 他に意見等ないか。

それでは、続いて「第1章」に係る素案について事務局から説明をお願い

いする。

事務局 : ——資料4——に基づき説明

会長 : 事務局から説明のあった資料4について、なにか質問等あるか。

なお、この素案についても、友永委員から事前に事務局を通じて修正点をまとめた資料を提出してもらっており、机上に配布しているため、まずは友永委員から説明をお願いする。

委員 : まず、(3頁)「(1)市職員・教職員等への人権研修」の下に、医療、福祉、消防など「(2)人権とのかかわりの深い特定職業従事者への人権研修」を追加してはどうか。

また、5つ目の柱として、「市が実施する施策に人権の視点を反映させる」との項目を追加してはどうか。

また、この計画が終了する前に実態調査を実施し、これまでの取組の評価と後の計画に役立てる旨を記載してはどうか。

会長 : 友永委員から指摘のあった、「市が実施する施策に人権の視点を反映させる」ということについては、序章に記載するとともに、施策の展開方向の柱とすることを検討して欲しい。

事務局 : 序章には1頁17行目にその旨記載している。

また、この理念は、全ての柱、施策の根底にあるものであるため、柱の1つというよりは別枠としては単独で理念を設けてはどうかと思う。

なお、計画策定後に計画の進捗状況を調査する際は、第1章において、具体的な事業について横断的に調査する予定であるが、仮に柱の1つとした場合は市の全ての事業についてPDCAを図ることとなり現実的ではなく、市の施策に人権視点が含まれているかを確認する仕組みづくりが重要であると思うため、記載する場所も含めて検討する。

委員 : 計画第3章「計画の推進に向けて」に記載してはどうか。

事務局 : 承知した。

委員 : まちづくりを推進するに当たって、当事者の声を聴く、当事者の意見を反映させるといった、意見を表明する権利の保障、主体性の尊重に関する記載がなされていないように感じるため、盛り込んで欲しい。

事務局 : 検討する。

委員 : 友永委員の意見と重なる部分があるが、子どもへの教育・啓発だけでなく、子どもの人権が守られているかの確認もなされなければならないが、そこが表現しきれていない。

また、部会では個別の人権問題について様々議論してるが、その内容は序章・第1章においても反映されなければならないが、現在の展開方向では表現しきることが厳しいと感じる。

また、医療福祉の分野などでのアウトソースが増えてきており、そこで働いている者だけではなく、委託先への人権研修も行う必要が出てきており、ビジネスと人権の範囲が広がっており、素案の記載が弱い気が

する。雇用時の差別やハラスメントの問題など様々な問題があり、ビジネスと人権について様々な資料や答申が出ており、もう少し参照した方が良いのではないか。

会長： 事業者における人権教育・啓発については、第2部会でも様々な議論した。今後、外国人労働者が重要な働き手となってくるため、事業者における人権研修は必要なことである。

また、日本の学校では、教育というと教えることが重要視されているが、先生にはそれだけではなく、より良い学校を創造して欲しい。

学校で、子どもが、自身の人権が守られていると感じられることが重要である。

委員： 人権を実現するための基準が守られているかをチェックする体制を作った方が良い。例えばSDGsのようなさいころの目があれば、何を目的とする施策なのかと、その施策によって誰かの人権を侵害していないか、誰かを置き去りにしていないかというネガティブチェックを行う体制があったほうがいい。

また、障害者差別解消推進法（第7条）では第1項において障害者の権利利益を制限してはならない旨を規定しており、第2項において合理的配慮について触れているが、原案は障害者からの表明に負担になりすぎない範囲でしか対応しないというように読める記載となっていることが気になる。

また、公的な機関と民間とでは責務と努力義務が異なっているが、「留意します」という表現になっていることも気になる。留意するでは弱い。

委員： （「学校園等子どもへの人権教育」について）書きぶりが難しいと思うが、概略を述べているだけのように感じる。

また、一文が長すぎる印象を受けた。例えば「乳幼児期は～」という文について、「人格形成の基礎を培う時期であり」で切った方が読みやすい。

委員： 3頁に太字で「●市民・事業者への人権教育・啓発」とあるが、これは残るのか。残るのであれば「市職員・教職員等への人権研修」も同様にすべきである。

事務局： 前回から市民と市職員を区別したため記載していたが、消し忘れである。

委員： また、「つながり、支え合う人権尊重のまちづくり」について、住民が参加して住みやすいまちに創造していくという視点が抜けている。コミュニティやつながりをつくるのはそのためであるため、強調して記載すべきである。

会長： 友永委員の指摘のとおり、まちを創造していくためにつながるのである。

また、「コミュニティ作り」の「作り」は漢字でなくひらがなに修正しておくように。

委員：（「事業者における人権教育・啓発」）「少子高齢化が進み～」の文について、「能力を活かせる職場づくりは、事業者にとっても必要」と記載しているが、「必要」では弱いため、「責任」とすべきではないか。

また、そうした職場づくりは事業者の利益につながるという書きぶりにはどうか。

また、3頁の3（2）に「差別・偏見の防止と解消」とあるが、意味が分かりづらいため「差別の防止と偏見の解消」としてはどうか。

会長：他に意見等ないか。

それでは、資料3～4についてのこれまでの議論で出た修正点や課題について、事務局で修正案を作成し各委員に送付してください。

## 議事(2) その他について

会長：最後に、「その他」について事務局から説明願います。

事務局：事務局から2点ございます。

まず、本市においては、これから目指していく将来のまちの姿を、市民や事業者の皆さんと共有し、ともにまちづくりを進めていくため、尼崎市総合計画を策定している。

この計画は、2013年度～2022年度を計画期間とし、本市のまちづくりの方向性を示す、行政運営の総合的な指針となる、最上位の行政計画であり、現在審議いただいている人権文化いきづつまちづくり計画も総合計画の分野別計画として位置づけられる。

この度、総合計画に関する調査審議を行うため設置されている尼崎市総合計画審議会の委員に、武本委員が就任されたため、報告する。

続いて、次回の全体会については、3回目を10月初旬、4回目を11月初旬に予定しており、この場で3回目、4回目の日時を決めたいと思う。

まず、3回目について、ご都合いかがか。

——委員の意見に基づき、日程を決定——

それでは、第3回目については、10月9日14時から16時までとする。

続いて、4回目について、ご都合いかがか。

——委員の意見に基づき、日程を決定——

それでは、第4回目については、11月13日10時から12時までとする。

3回目、4回目ともに会場等は調整し、後日正式な開催通知文を送付する。

会長：それでは、これをもって、令和2年度第2回人権文化いきづつまちづ

くり審議会を閉会する。

以 上